

## 理事及び監事並びに評議員の報酬等支給基準

### 1. 報酬等の額について

#### (1) 理事及び監事並びに評議員の報酬額

定款第9条及び第21条に基づき会議等に出席した日、1日につき6,000円を支給

#### (2) 給与

前号のほか、職員給与の支給を受けている理事が1名いる。

### 2. 費用弁償について

理事及び監事並びに評議員に対し、旅費規程に基づく費用を弁償する。

#### 【旅費規程抜粋】

区 分	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		暖房料 （1夜につき）
	町 内	町 外	甲地方	乙地方	
役員、評議員及び 評議員選考委員	支給しない	2,000円	11,000円	10,000円	600円
そ の 他 の 職 に あ る 者	支給しない	2,000円	9,900円	9,000円	600円

#### 備 考

1. 宿泊料の甲地方とは、東京都の区の区域及び政令指定都市とする。
2. 別に理事長が指定する都市の旅行については、定額の車賃を支給する。ただし、その額は1日（都市到着の日から出発の日まで）につき、1,500円を超えない範囲で理事長が定める。
3. 暖房料の適用期間は、11月1日から4月30日までとする。
4. 施設長が役員である場合の旅費の支給については、本職相当額として旅費規程の規定を適用する。
5. 北見市、置戸町の区域に旅行した場合の日当は支給しない。ただし、通院業務等で4時間以上に渡る場合は、定額の1/2に相当する額を支給する。